障がい者虐待の理解と防止について

平成２９年４月　北海道深川市

はじめに

障害者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）が平成23年6月17日に成立し、平成24年10月1日から施行されました。

この法律の目的は、障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、虐待防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障がい者の権利利益の擁護に資すること、とされています。

虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。障がい者虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。そのため、虐待を防ぐためには、深川市民一人ひとりが身近な問題としてとらえ、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

また、障がい者虐待に気づいた人には、市町村の担当窓口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながります。

しかし、家庭や地域、支援の現場において、虐待が疑われる障がい者を発見しても、どうしたらよいのか、どこに相談したらよいのか、とまどうことも多いことと思います。

そこで、深川市では、障がい者虐待について、早期発見と早期対応につながるように「障がい者虐待防止対応マニュアル」を作成しました。障がい者の尊厳が守られ、自立した生活が継続できるよう、ご支援ご協力をお願いいたします。

１　障がい者虐待とは

（１）対象となる障がい者とは

障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障がいがある者であって、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者が対象となります。

＊障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

＊障がい者には１８歳未満の人や６５歳以上の者も含まれます。

（２）障がい者虐待の種類

　　　障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分け定義しています。

1. 養護者による障がい者虐待

障がい者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人等による虐待

＊「養護者」とは、「障がい者を現に養護するものであって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障がい者の家族、親族、同居人等が該当します。また、同居していなくても、身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合もあります。

1. 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業等で働いている職員による虐待

1. 使用者による障がい者虐待

障がい者を雇用する事業主などによる虐待

＊「使用者」とは、「障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。

（３）障がい者虐待の例

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容と具体例 |
| 身体的虐待 | 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為  ・平手打ちする　・殴る　・蹴る　・壁に叩きつける　・つねる  ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる　・やけど　・打撲させる  ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等） |
| 性的虐待 | 性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）  ・性交　・性器への接触　・性的行為を強要する　・裸にする  ・キスをする　・本人の前でわいせつな言葉を発する又は会話する  ・わいせつな映像を見せる  ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する |
| 心理的虐待 | 脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること  ・「バカ」「あほ」等障がい者を侮辱する言葉を浴びせる　・怒鳴る  ・ののしる　・悪口を言う　・仲間に入れない　・子ども扱いする  ・人格をおとしめるような扱いをする  ・話しかけているのに意図的に無視する |
| 放棄・放任  （ﾈｸﾞﾚｸﾄ） | 食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、等によって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと  ・食事や水分を十分に与えない　・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している　・あまり入浴させない　・汚れた服を着させ続ける　・排泄の介助をしない　・髪や爪が伸び放題　・室内の掃除をしない　・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる　・病気やけがをしても受診させない　・学校に行かせない　・必要な福祉サービスを受けさせない、制限する　・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する |
| 経済的虐待 | 本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること  ・年金や賃金を渡さない　・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する　・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない  ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない |

　　※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人　PandA-J）を参考に作成

２　虐待のサインに気づく

虐待していても本人にはその自覚のない場合や、虐待されていても障がい者自らＳＯＳを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示ですので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

障がい者虐待発見チェックリスト

＜身体的虐待のサイン＞

□　身体に小さな傷が頻繁にみられる

□　太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる

□　回復状態がさまざまに違う傷、あざがある

□　頭、顔、頭皮などに傷がある

□　お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある

□　急におびえたり、こわがったりする

□　「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない

□　傷やあざの説明のつじつまが合わない

□　手をあげると、頭をかばうような格好をする

□　おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える

□　自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある

□　医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する

□　医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

＜性的虐待のサイン＞

□　不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる

□　肛門や性器からの出血、傷がみられる

□　性器の痛み、かゆみを訴える

□　急におびえたり、こわがったりする

□　周囲の人の体をさわるようになる

□　卑猥な言葉を発するようになる

□　ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる

□　医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する

□　眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる

□　性器を自分でよくいじるようになる

＜心理的虐待のサイン＞

□　かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる

□　不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる

□　身体を萎縮させる

□　おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす

□　食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる

□　自傷行為がみられる

□　無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる

□　体重が不自然に増えたり、減ったりする

＜放棄・放任（ネグレクト）のサイン＞

□　身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍

　□　部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している

□　ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着

□　体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる

□　過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる

□　病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない

□　学校や職場に出てこない

□　支援者に会いたがらない、話したがらない

＜経済的虐待のサイン＞

□　働いて賃金を得ているなのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみ

られない

□　日常生活に必要な金銭を渡されていない

□　年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない

□　サービスの利用料や生活費の支払いができない

□　資産の保有状況と生活状況との落差が激しい

□　親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

【注】セルフネグレクト（自己による放任）について

ＮＰＯ法人PandA-Jの「障害者虐待防止マニュアル」のチェックリストには以下のとおり「セルフネグレクトのサイン」が挙げられています。セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いため、関係機関と連携して対応する必要があります。

＜自己放任（セルフネグレクト）のサイン＞

　□　単身生活の人が、痩せて食事をしていないようであったり、身体や衣類の清潔が保たれていない

□　昼間でも雨戸が閉まっている

□　窓ガラスが割れたまま放置されている

□　電気、ガス、水道が止められていたり、家賃の支払いが滞っている

□　ゴミが部屋の中や家屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする

□　郵便物がたまったまま放置されている

□　野良猫のたまり場になっている

□　近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と頑なに遠慮したり、あきらめの態度がみられる

　※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人　PandA-J）を参考に作成

３　虐待の通報

（１）通報の義務

障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、速やかに通報しなければならないとされています（障害者虐待防止法第7条第1項）。（18歳未満の障がい者に対する養護者虐待に関する通報は、児童虐待防止法が適用されます。）

この通報については、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報を妨げるものとして解釈してはならないと規定されており、法律上の罰則規定は除外され（障害者虐待防止法第7条第2項、第16条第3項、第22条第3項）、障害者福祉施設従事者等の労働者は通報（虚偽または過失によるものを除く）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けないとされています（障害者虐待防止法第16条第4項、第22条第4項）。

また、通報者のプライバシー保護として、通報や届出を受けた市町村の職員には、職務上知り得た通報者等を特定する情報を漏らしてはならない、という守秘義務が課せられています（障害者虐待防止法第8条、第18条、第25条）。

（２）虐待かもしれないと思ったとき

　　　もし、あなたが次のような場面に出会ったとき、どう思いますか？

　　事例①　隣の家から、毎日のように障がい者のAさんを叱る父親の怒鳴り声が聞こえてくる…

　　　　　【頑張ってAさんのお世話をしていたけど、何かあったのかなぁ…】

　　事例②　あなたが働いている障がい者施設で、入所者のBさんの背中に傷を発見しました。Bさんに聞くと、「転んだ」と答えました。

　　　　　【転んだ怪我ではないと思うけど…】

　　事例③　職場の同僚である障がい者のCさんは、みんなと同じように休憩時間をもらえていないようなんだけど…

　　　　　【おかしいと思うけど、どうしたらいいのか？】

　　　事例のような障がい者虐待かもしれないという場面に直面したときは、障がい者を養護している親の立場になって考えたり、障がい者福祉施設の職員であれば自分自身の立場等を考慮して、通報できないと考えるかもしれません。

　　　障害者虐待防止法では、「障がい者虐待」を受けたと思われる障がい者を発見した人（虐待の疑いに気づいた人）は、市町村に速やかに通報する義務があると定められています。「通報しない」という選択肢はありません。

虐待のサインに気づき、障がい者が虐待を受けていると思われるときは、下記に連絡（通報）してください。

**◎深川市役所市民福祉部健康福祉課障がい福祉係**

**（電話0164-26-2152　ﾌｧｯｸｽ0164-23-0800）**

**◎北空知障がい者支援センター**

**（電話0164-22-1798）**

通報の受付の際には次の点をお聞きします。

全てが確認できなければ通報できないということではありません。

わかる範囲で連絡してください。

① 虐待の状況

□　虐待の種類や程度

□　虐待の具体的な状況

□　虐待の経過

□　緊急性の有無

□　虐待の場所、日時、回数

② 障がい者の状況

□　障がい者本人の氏名、居所、連絡先

□　障がい者本人の心身の状況、意思表示能力

③ 虐待者と家族の状況

□　虐待者の状況、虐待者と障がい者の関係

□　その他の家族関係

④ 障がい福祉サービス等の利用状況や関係者の有無

□　障がい福祉サービス等の利用の有無

□　家族に関わりのある関係者の有無

⑤ 通報者の情報

□　氏名、連絡先、障がい者

□　養護者との関係等

４-１　虐待への対応（施設）

障害者施設従事者等による障がい者虐待への対応（市町村）

従事者等による虐待を受けた障がい者

従事者等による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者

通報

届出

苦情処理窓口

関係機関等へ

【　見　極　め　】

市町村等の障がい者虐待対応窓口（市健康福祉課障がい福祉係）

　　　　　　　受付（受付記録の作成）

（直ちに招集）

緊急性の判断《コアメンバー》

（通報等の内容を詳細に検討）

市 町 村

事実確認、訪問調査

・障がい者の状況や事実関係の確認

・報告書の作成

※必要に応じて都道府県に相談・報告

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待が疑われる場合（速やかに招集）

ケース会議の開催

《コアメンバー、事案対応メンバー、北空知障がい者支援センター》

（確認記録をもとに虐待の事実の確認）

従事者等による虐待の状況等の公表（毎年度）

[ 社会福祉法 ] 報告徴収、措置命令、事業制限・停止命令、認可取消

[ 障害者総合支援法 ] 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

虐待防止・障がい者保護を図るため

障害者総合支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行使

障がい者の安全の確認その他事実の確認（市町村と連携）

都道府県

従事者等による虐待の状況等の報告

虐待防止・障がい者保護を図るため各法の規定による権限の行使

・虐待を受けた障がい者の保護のための措置、支給決定の変更　等

・施設等からの報告徴収・立入検査　・事業者の監督　等

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待が認められた場合（直ちに召集）

４－２　虐待への対応（要護者）

※（）書き数値は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（平成28年4月　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）」における「Ⅱ　養護者による障害者虐待の防止と対応」中、「３　養護者による障害者虐待が発生した場合の対応（市町村）」に対応する。

（１１）虐待対応の終結

届出

通報

養護者による虐待を受けた障がい者

養護者による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者

養護者による障がい者虐待への対応（市町村）

ケース会議の開催

《ｺｱﾒﾝﾊﾞｰ、事案対応ﾒﾝﾊﾞｰ、北空知障がい者支援センター》

（５）立入調査（安否確認）

・障がい者の状況や事実関係の確認

※市町村職員が実施（委託業務に含まれない）

※警察署長への援助要請

【　緊　　急　　性　　の　　判　　断　】

養護者による障がい者虐待が疑われる場合（速やかに招集）

（３）事実確認、訪問調査（安否確認）

・障害者の状況や事実関係の確認

※必要に応じて都道府県に相談・報告

（直ちに招集）

1. 市町村等の障がい者虐待対応窓口（市健康福祉課障がい福祉係）

　　　　　　　　　受付（受付記録の作成）

（１０）モニタリング

1. 対応方針の協議《コアメンバー》

（通報等の内容を詳細に検討）

市 町 村

やむを得ない

事由による措置

(6)障がい者の保護

・短期入所

・入院

・施設入所

（７）障がい者への支援

・相談、指導及び助言

（８）養護者への支援

・相談、指導及び助言

・養護負担の軽減

（９）成年後見制度利用開始の審判請求

※成年後見制度利用支援事業

（４）ケース会議の開催

《ｺｱﾒﾝﾊﾞｰ、事案対応ﾒﾝﾊﾞｰ、北空知障がい者支援センター》